

令和6年5月30日

『「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針』
の誤記修正について

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課

令和6年1月19日付で制定した『「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針』について、各区域の法定協議会の意見とりまとめの内容を正確に記載できていない箇所がありましたので、下記のとおり誤記を修正いたします。

記

1. 該当箇所

- [1] 公募占用指針別添2-1 3.(1)③(指針本文 P.81)
- [2] 公募占用指針別添2-1 3.(4)①(指針本文 P.84)
- [3] 公募占用指針別添2-2 3.(1)③(指針本文 P.94)
- [4] 公募占用指針別添2-2 3.(2)⑤(指針本文 P.95)
- [5] 公募占用指針別添2-2 3.(4)③(指針本文 P.96)
- [6] 公募占用指針別添2-2 別紙2 2.(指針本文 P.105)

2. 修正内容

- [1] (誤) 基本的な方針(令和元年5月17日閣議決定)
→ (正) 基本的な方針(令和元年5月17日閣議決定)(以下「基本的な方針」という。)
- [2] (誤) 周辺住民 → (正) 地域住民
- [3] (誤) 基本的な方針(令和元年5月17日閣議決定)
→ (正) 基本的な方針(令和元年5月17日閣議決定)(以下「基本的な方針」という。)
- [4] (誤) 選定事業者者 → (正) 選定事業者
- [5] (誤) 既存海洋構造物 → (正) 既存の海洋における設置物
- [6] (誤) 月光川や日向川をはじめとした県内の河川では
→ (正) 月光川や日向川では